

平成13年5月24日

制定

(趣旨)

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第68条の2及び学位規則（昭和28年文部省令第9号）の規定に基づき神戸親和大学（以下「本学」という。）において授与する学位については、神戸親和大学学則（昭和41年4月1日制定）及び神戸親和大学大学院学則（平成13年5月24日制定）に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(学位の授与)

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本学大学院修士課程を修了した者に授与する。

(修士の学位の申請)

第5条 修士の学位を申請する者は、所定の申請書に修士学位申請論文（以下「修士論文」という。）

4部を添えて、学生サービスセンター事務局大学院担当を通じて研究科長に提出するものとする。

第6条 修士論文を提出し得る期間は5年以内とし、同提出期限は、別に定める。

(修士論文の審査及び試験)

第7条 研究科委員会が修士論文を受理したときは、次の手続によって、修士学位授与に関する議決をしなければならない。

- (1) 研究科委員会は、大学院研究指導教員の中から主査1名、副査2名の論文審査委員を選定する。
ただし、研究科委員会が必要と認めたときは、上記の論文審査委員のうち副査1名を研究科委員会以外の者から選定することができる。
- (2) 論文審査委員は論文審査を行い、最終試験を行う。最終試験は、論文提出者が広い視野に立ち、専攻の学問分野について精深な学識と研究をする能力を有することを確認するため、提出論文を中心に、これに関連ある研究領域につき、口頭試問によってこれを行う。
- (3) 論文の審査基準及び最終試験実施要項については別にこれを定める。
- (4) 成績は、論文評価及び最終試験評価による総合評価とし、主査が副査の意見を徴して決定する。
成績の表示は、優・良・可・不可をもってする。
- (5) 論文審査委員は、論文審査及び最終試験の結果を研究科委員会に報告するものとする。
- (6) 研究科委員会において修士学位授与の議決をするためには、その3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の議決を要する。

(学位記)

第8条 学長は、教授会又は研究科委員会において、学位の授与を決定された者に、別記様式の学位記を授与する。

2 学士及び修士の学位記の授与の時期は、毎年3月及び9月とする。

(専攻分野の名称)

第9条 本学において授与する学位には、専攻分野の名称を付記するものとし、その名称は別表のとおりとする。

(学位の名称)

第10条 本学から学位を授与された者が学位の名称を用いる場合には、本学の名称を付記しなければならない。

(学位の取得)

第11条 不正の方法によって学位を授与された事実が判明したとき、又は学位を授与された者にその榮譽を汚辱する行為があったときは、学長は次に規定する各機関の議を経て学位を取り消し、学位記を返付させる。

(1) 学士の学位にあつては教授会

(2) 修士の学位にあつては研究科委員会

2 前項の規定による議決をするためには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の4分の3以上の議決を要する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会及び研究科委員会において決定する。ただし、学士の学位に関する条項については教授会、修士の学位に関する条項については研究科委員会において決定する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年11月28日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の別記様式1及び別表(第9条 学位に付記する専攻分野の名称)は、平成17年度入学生から適用し、平成15年度から平成16年度までに入学した者は下表、平成14年度以前に入学した者については、従前の例による。

学部	学科	名称
文学部	総合文化学科	文化学
	児童教育学科	児童教育学
	心理臨床学科	心理学
	福祉臨床学科	社会福祉学

附 則

この規程は、平成17年9月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月9日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別記様式1及び別表（第9条 学位に付記する専攻分野の名称）は、令和3年度入学生から適用し、令和2年度までに入学した者は下表による。

学部	学科	名称
文学部	総合文化学科	文化学
発達教育学部	児童教育学科	児童教育学
	心理学科	心理学
	福祉臨床学科	社会福祉学
	ジュニアスポーツ教育学科	スポーツ教育学

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別記様式1及び別表（第9条 学位に付記する専攻分野の名称）は、令和4年度入学生から適用し、令和3年度に入学した者は下表による。

学部	学科	名称
文学部	国際文化学科	文化学
	心理学科	心理学
発達教育学部	児童教育学科	児童教育学
	ジュニアスポーツ教育学科	ジュニアスポーツ教育学

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別記様式1及び別表（第9条 学位に付記する専攻分野の名称）は、令和6年度入学生から適用し、令和5年度までに入学した者は下表による。

学部	学科	名称
----	----	----

文学部	国際文化学科	文化学
	心理学科	心理学
教育学部	児童教育学科	児童教育学
	スポーツ教育学科	スポーツ教育学

別表（第9条関係）

学位に付記する専攻分野の名称

1 学士学位

学部	学科	名称
文学部	国際文化学科	文化学
	心理学科	心理学
教育学部	教育学科	教育学
	スポーツ教育学科	スポーツ教育学

2 修士学位

研究科	専攻	名称
文学研究科	心理臨床学専攻	心理学
	教育学専攻	教育学

別記様式(第8条関係)

1 第3条の規定による学士の学位記
の様式

証第	号
学 士 学 位 記	
氏	名
年 月 日	生
本学文学部〇〇学科の課程を修め本 学を卒業したので学士(〇〇〇)の学 位を授与する	
年 月 日	
神戸親和女子大学長	
	

2 第4条の規定による修士の学位記
の様式

証第	号
修 士 学 位 記	
氏	名
年 月 日	生
本学大学院文学研究科〇〇専攻の修 士課程を修了したので修士(〇〇〇) の学位を授与する	
年 月 日	
神戸親和女子大学長	
	

別記様式（第8条関係）